

# 会議結果報告書

平成28年3月7日

会議の名称	平成27年度第4回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成28年2月12日(金) 15時00分～17時20分
開催場所	市役所 3階 301会議室
出席委員	武藤英夫委員(会長)、竹前栄二委員、渡邊英敏委員、武藤貴洋委員、木下武三委員、鈴木和雄委員、羽賀佳和委員、三角義明委員 (計 8人)
欠席委員	大貫結子委員 (1人)
説明員職氏名	(人事課)大塚主幹、(学校教育課)飯田主査、(下水道施設課)庄司主査、福田技師、(環境推進課)須田専任主幹、(健康づくり支援課)中原主幹 (計6人)
議題	1 諮問事項 ・個人情報の取扱いに係る業務の外部委託(条例第12条) (1)ストレスチェック事業業務委託(人事課) (2)教職員ストレスチェック事業業務委託(学校教育課) (3)排水設備完了届電子化業務委託(下水道施設課) (4)空き家等台帳システム整備業務委託(環境推進課) (5)医療費分析業務委託(健康づくり支援課) (6)血液検査業務委託(健康づくり支援課) 2 報告事項 (1)「志木市情報公開・個人情報保護審議会条例」の主な改正点について(事務管理課) 3 その他
結果	審議の結果、承認された。(傍聴者 0人)
事務局職員	菊池課長、藤田主査

## 審議内容の記録（審議経過、結論等）

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題

### 【諮問事項】

- (1) ストレスチェック事業業務の外部委託について
- (2) 教職員ストレスチェック事業業務の外部委託について

「個人情報保護条例第12条の規定による諮問」 (人事課・学校教育課)

この二つの諮問事項については、同じ内容の委託を「市長部局」と「教育委員会」の職員を対象に実施するものであるため、まとめて審議を行った。

### <説明者>

労働安全衛生法が一部改正され、50人以上の従業員がいる事業所において、従業員の心理的な負担の程度を把握するために職員のストレスチェックの実施が義務付けられました。具体的な内容は、57項目に及ぶ質問内容に答える職業性ストレス簡易調査票を利用して職員の心理的調査及び分析などを行い、調査の結果ある一定の点数以上になった者が医師との面談を希望した場合は面接の機会を設けるとともに面接を実施した医師から意見を聴取し、必要に応じて就業上の措置を講じることまでがストレスチェック事業の一連の事業となっています。

このたびの業務委託は、民間業者に職業性ストレス簡易調査票の作成と納品、調査の実施と調査票の回収、回答に対する分析や評価及び結果通知、高ストレス者の抽出や面接指導及び受診勧奨、高ストレス者への臨床心理士及び医師による面接指導等の業務を委託したいと考えております。ストレスチェックの実施は今年の8月を予定しており、業者が決まり次第、4月下旬に入ってから事前打ち合わせを重ねて円滑な実施に向けて作業していきたいと考えています。次に、個人情報の取扱につきましては、個人情報の種類と件数ですが、個人情報の外部委託に関する調書の個人情報の記録の内容にある身分事項、心身の状況、相談内容など、個人情報を取り扱う件数については、職員400件と非常勤職員等の170件の計570件の取り扱う予定です。

なお、教育委員会についてですが、内容については人事課と同様で、対象者についてご説明いたします。志木市には、小学校8校と中学校4校の計12校の学校があります。小学校では約260人、中学校では約130人合計約390人の教職員が対象となります。ほかに事務職員や栄養士、用務員などの職員も対象になる予定です。

### <質疑応答>

会長) 先ず、「個人情報の外部委託に関する調書」の「個人情報の記録の内容」で、「身分事項」の「婚姻」にチェックが無いが、ストレスには関係ないのでしょうか。

説明者) ストレス調査票に組まれる個人情報に入っていないため除外しました。ただし、医師との面談内容では職場環境や心身の状況も含めて医師との相談内容となるので、おっしゃる通りの部分も含まれると考えます。

委員) 57項目の中には今言っていたことは入っていないのでしょうか。どういう項目が入っているのでしょうか。

説明者) 仕事内容についての質問や家庭生活に満足しているかという問いもありますが、婚姻の有無についての質問はありません。自分の状態が元気であるとかイライラしているとかの質問はあります。質問事項にはありませんが、相談の内容で婚姻のことがでてくるかもしれません。

委員) 職場の環境ということで給与、賞与に満足かどうかとか、賞罰とか職歴とかも出てくるかもしれませんね。

委員) そのチェック票の構成は、職場が中心ということでしょうか。

説明者) ストレスチェックで調べる項目が、職場における労働者の心理的な負担の原因に関する項目ということで、例えば、非常に多くの仕事をしなければいけないとか、かなり高度な知識や技術が必要な難しい仕事であるとかという設問に対して、回答するものです。

委員) 人事異動があるだろうから、職歴は入ってくると思われませんか。

委員) チェックシートでデータを電算処理するのでしょうか。

説明者) 57項目に全て答えてもらい、厚生労働省の基準に従って採点すると、あなたはストレスが高いとか大丈夫だとか出てくるものです。

委員) 教職員は県の職員だと思うが、市でこういうストレスチェックをした場合、県の教育委員会へ報告するのでしょうか。

説明者) 結果については、本人の同意がないと通知できないことになっています。なお、アンケートの提出については、任意で出さなくても良いものです。

委員) 何件提出され保管されているかを把握していないと、紛失した際に件数の情報が漏れたかわからない。その辺のチェック方法は確立されているのか。

説明者) これから志木市衛生委員会と審議して、ストレスチェックの実施方針を定め、その中で管理方法を定めることとなります。

委員) 事業委託ということですが、市がタッチはしないということだと、責任はどうなるのでしょうか。

説明者) ストレスチェックの実施責任は市にあります。

委員) 市はアンケートを配るだけで回収はしないし内容も把握しないのであれば、内容が分からないので責任が取れないのではありませんか。

説明者) 市は本人が同意した評価結果については把握できますが、同意のないものについては、評価結果を見ることはできません。

会長) 受けたか受けなかったかの把握はできるのでしょうか。

説明者) 実施件数は把握できます。

会長) 何人の評価をしたかわからないでいて、漏れた際に市が責任を取ることができるのでしょうか。市が委託料を支払うのですから、支払うための証拠は何なのでしょう。受けたのが確認できるのでしょうか。

委員) 個人情報が出た時に、誰の情報が漏れたかわかるのでしょうか。

説明者) 提出者については、こちらをいったん経由するので、中は見ることはできないが誰が出したかは把握できます。人数把握は請求の段階でわかります。

委員) 個人情報が漏洩したときに、どういう対応がとれるのか教えてほしいのですが。

委員) いつもの様式であれば、実施事務従事者の案件、医療従事者の案件ということで分けて我々に審議を求められるが、どういう個人情報を保管し、それが何件ぐらいあるという想定で出されるが、厚生労働省のテンプレート中の大まかな枠組みしかここに来ていないので、実態が見えない。どういう情報がどこに集まるのか、そこら辺の情報が欲しいところですね。

会長) 「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の第9条にある「甲に無断で第三者へ提供してはならない。」とあるが、市が知らない情報を第三者には提供できないのではありませんか。また、第13条に「再委託先に対して監査又は検査を行う」とありますが、委託するのでしょうか。どうも、汎用品を利用しているので個々の委託に合わせて内容を変えるようにしてはどうでしょう。

説明者) 再委託する予定はないので、仕様書を修正していきます。

委員) 市の電算機で個人情報を保有するものでないので、何で保存されるのか例えばCD-Rといった電子メディア媒体で保存するのか、書き込みや削除できるUSBメモリーで保存するのかもわからないし、サーバーで管理するのかということもわかりません。それに対して、市の仕様書で契約された場合に漏洩事件でも発生し、仕様の範ちゅうじゃない保存のされ方が分かった場合、どう説明するのでしょうか。

委員) 契約書を作る際に、その辺を入念につめて、指摘した内容はフォローしておかないと何でデータを保管し、何件保管されていますよという情報が来るような、連絡系統を持つこととか、いざトラブルが発生した時に連絡を密に取れる体制を契約の段階できちんとしておいた方が良くと思います。

委員) 責任の所在をはっきり決めておけば良いと思います。

会長) 個人の一つ一つのストレスの原因となっているものについて、上司が知ってはいけないという前提があり、一方で市としては何もわからないと手の打ちようがないと思うが、まかせっきりで良いのでしょうか。

説明者) ストレスチェックを受けた職員のリストが上がってきますので、全体的な把握はしています。

会長) 契約に当たっての書類の書式が既存のひな形をそのまま使っているので、修正すること。業務委託契約書と仕様書の中にある発注者、受注者の名称を統一すること。情報漏れした際に、どう対応するかを決めておくことをお願いしたい。

#### <結論>

委託に当たっては、個人情報の保管・管理方法についても委託先と十分に打ち合わせをして、当委員会から出された意見を参考に、契約関係の仕様書の内容について再度確認いただくとともに、万が一の際の危機管理に対応できる体制づくりに努めていただき、業務委託を実施してください。

#### (3) 排水設備完了届電子化業務の外部委託について

「個人情報保護条例第12条の規定による諮問」

(下水道施設課)

#### <説明者>

市では、トイレや台所等から排出され汚水を処理場まで流し処理していますが、その汚水を個人の宅地の中から流す配管のことを排水設備と言います。

この排水設備を下水道につなぐ場合には、事前に設計図を提出してもらい、現地を職員が確認しますが、その際に「排水設備完了届」を提出してもらいます。実際には指定工事店が代行して書類も作成しますが、この中には個人情報が載っています。

今回の委託は、排水設備の書類が40,000件あるがこのデータを電子化(PDF化)し、「下水道台帳検索システム」にデータを組み込んで検索できるようにするものです。作成後も随時更新することも考え、委託も随時実施したいと考えています。

個人情報としては、氏名、住所、電話番号、設置場所、使用者、宅地内の配水管図が載っています。取扱いに関しては、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」につきましては、ひな形を活用しながら業者へは十分留意するよう指導してまいります。

#### <質疑応答>

委員) 40,000件のデータをCDRにすると5、6枚になると思うが、1枚無くなると大きな問題になります。委託先で保管する枚数の取り決めとか、こちらの管理の仕方とか決まっているのでしょうか。

説明者) 具体的には詰めていません。

委員) 電算化した後の破棄の仕方については明記しておいてほしいですね。破棄したつもりがどこかへ消えてしまいましたとか。業者がどこかへ、無くしてしまったとかでは困るので、成果物の処理の仕方、破棄の仕方についてきちんと明記していただきたい。

委員) 水道料金の請求で使われている個人情報とは別のものでしょうか。

説明者) これは全く別のものです。

委員) 市のインフラの情報で漏水等の際に利用するものでしょうか。

説明者) そのとおりです。なお、各家庭の玄関には排水設備の工事番号が記載されており、その番号から検索できますが、料金の支払いの情報は見れません。

委員) 設計図というのは配管図であり、間取り図とは違うのでしょうか。

説明者) あくまでも配管図ですが、若干間取りが入っています。

委員) スタートが40,000件で更新とかは、追加で委託すると思いますが、年ごとか月ごとに行うのでしょうか。こまめにやると個人情報の流失の可能性が出てくるので、その辺も業者と契約を交わす際に、情報の管理や破棄の仕方だとか委託先と詰めておいてほしいですね。スタート時は情報量が多いので注意するのですが、追加の委託の場合には、件数が少なく気を緩めがちです。その辺も十分注意して取り決めをしっかりとってほしいと思います。

会長) この作業はどこで行うのでしょうか。市役所の中でしょうか。

説明者) 受託業者の執務室へ書類を持っていき、PDF化されたものを持ってきてもらう予定です。

会長) それで徹底した管理ができるのでしょうか。

説明者) ほかの業務で実績のある業者で、執務室のセキュリティは高くしていて、信頼できると考えています。

会長) 年一回の更新はどこでやるのでしょうか。また、データはどこが持つようになるのでしょうか。

説明者) 更新の作業も同じ業者を考えています。また、データは市が持ち、必要に応じて業者へ渡すとかを想定していますが、まだ細かいところは決まっていません。

会長) そうすると、まるまるデータを業者が持つということでしょうか。

委員) 業者に対し破棄について決めておかないと、情報がどこかで漏れてしまったとか、無くなってしまったとかの無いように取り決めをしておいてください。

会長) 個人情報の取扱に関する特記仕様書の中で第7条の再委託について書かれていますが、業務の一部を委託することがあるのでしょうか、それはどういうものを想定しているのでしょうか。

説明者) 検討の段階で話を聞いている業者は全てできますが、入札の結果、他の業者に決まった際に、例えば、その業者はシステムの方はできるがPDF化を外部委託するケースはあるかもしれませんので、必要と考えました。再委託しての場合は、その部分をどこの業者がやったのかということを知っておかなければなりません。

会長) 入札条件に、全部自分でできる会社ということにできないのでしょうか。

説明者) そうすると、受託できる業者が限られてしまい、例えば1社だけしかなかったら

入札自体が成り立たなくなっていて、競争性の原理が保てなくなってしまう。

委員) 個人情報の管理面からは、更新等の作業を市独自でやってはいかがでしょうか。

説明者) 個人情報を出さないということで、今、お話しいただいた部分を含めて検討したいと思いますが、市の職員には異動があり、操作する職員が常にいるとは限らないので難しい面があります。

委員) あくまでも参考意見として、市職員がやるとセキュリティ的にはベストであり、そこからどれだけセキュリティ面を落として効率を高めるかということについては、よく考えていただきたいと思います。

会長) 特記仕様書の第10条の最後に「甲に無断で第三者へ提供してはならない。」

とありますが、これはどういうことを想定しているのでしょうか。この記載は不要ではないでしょうか。

説明者) 必要は無いとは思いますが、確認させていただきたいと思います。

会長) 今、言ったことに注意していただき、進めてほしいと思います。渡した紙データを処分するとか、保管するならどう保管するとかよく考えていただきたいと思います。

#### <結論>

委託に当たっては、個人情報の廃棄や管理方法といった取扱いについて、委託先と十分に打ち合わせを行い、契約書の添付書類にある文言の表現や内容について確認してください。そして、当委員会から出された意見を参考に実施してください。

#### (4) 空き家等台帳システム整備業務の外部委託について

「個人情報保護条例第12条の規定による諮問」

(環境推進課)

#### <説明者>

この業務は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第11条の空き家に関するデータベースの整備等に記載されている、市が空き家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずることという定めに基づき、市が保有する情報を外部に委託し、空き家等台帳システム整備を図るものです。

その目的は、適切に管理されていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが考えられることから、「志木市空き家等対策計画」を策定するとともに、その他施策の推進などの対策及び実施の適正な管理をする必要があることから実施するものです。

業務委託内容につきましては、空き家等の戸数や現状の把握及び抽出作業が不可欠であることから「空き家等台帳システム整備業務委託仕様書(案)」の第1章総則では、目的

やこれに係る関係法令と個人情報の守秘義務等を盛り込んだ業務仕様書としました。第2章の業務の内容につきましては、業務概要、作業範囲、水道の水栓情報データ、土地家屋図データ及び平成26年度に実施した現地調査データなど、個人情報が記載されているデータを請負業者に貸与する資料並びに作業手順を記してあります。

その取扱いにつきましては、「空き家等台帳システム整備業務委託に係る貸与データ確認書（案）」において、資料の受け渡しの場所や貸与資料、秘密の保持並びにデータ保護について確認することとしています。

また、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」において個人情報の取扱いを記しており、個人情報の保護の遵守を図ってまいります。

なお、志木市空き家等対策計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とし、社会情勢の変化や計画策定の前提となる諸条件に変動があった場合等につきましては、適宜計画の見直しや修正を図ってまいります。

#### < 質疑応答 >

委員) この委託は、市に申請した水栓番号とか空き家の家屋の情報を、既存のデータに追加するため、書面を電子化するものでしょうか。

説明者) 水道の水栓情報の中の閉栓情報と、土地家屋の番号が記載されている図面をマッチングしたものに、追加情報を足していくものです。

委員) 他にある情報を集めてきて枠組みを作るということで、新設ではあるが複数の課の情報を集めてくるという業務でしょうか。

説明者) そのとおりです。

委員) 「個人情報の外部委託に関する調書」の処理区分が「マニュアル処理」とありますが、これはどうなのでしょう。また、おおもとは市の電算課に組み込むというものですか。

説明者) 紙ベースの情報をソフト化して、市の電算とは別に、専用のパソコンで入力してパソコン上で確認するものを作成してもらいます。

委員) 空き家システム自体は、どこに置くのでしょうか。市の庁舎内でしょうか。

説明者) 出来上がった後は環境推進課の事務室内に置き、二年毎に更新できたらと考えています。

委員) CD等をパソコンに入れて起動させるとデータベースが使えるもので、別のサーバー等にあるとか、市の電算課のデータから引っ張ってくるものではないということですね。

会長) 今回の委託の内容は、個人情報を入れる枠組みを作ることが委託するもので、今まである紙面やデータを打ち直して、そこへ入れるということでしょうか。

説明者) 志木市には、約17,000戸の家屋があります。そのうち、空き家だけを抽出



するものです。

会長) そのデータは出来ているのでしょうか。

説明者) 出来ていませんので、最初から作成することとなります。水道の閉栓しているところが約1,000戸近くあり、そこから職員が現地確認をしてさらに絞り込んでいく作業があります。

会長) 紙データに合わせて空き家情報を管理するためのシステム開発を委託するもので、システムの中のデータを紙情報から電算処理して打ち込むという業務でしょうか。

説明者) 平成26年度に町内会へお願いして、空き家のピックアップ調査をした紙ベースのデータがあります。それとは別に、最新情報やほかの情報を合わせていくものです。

委員) 処理情報が1,000件とありますが、町内会に対しての話では、140件ぐらいと聞いていましたが、これとは別なのでしょうか。

説明者) 連合会にお願いしていますのは153件で、そのデータとは別に、水道の閉栓情報とか、家屋番号とかを合わせて1,000件ということです。そして、新たに電算化し、最終的には崩壊する恐れがあるものについては、法律にのっとり、指導、助言、勧告、行政代執行といった通知が出せるような、基本的なデータベースを管理するものです。

会長) 空き家の定義は何でしょうか。商工会との関係で空き店舗とは関係ないのでしょうか。ここで言っている1,000件とは何でしょうか。

説明者) 水道が閉栓されているところのことです。

委員) 上下水道部との関係はどうなっているのでしょうか。水道の閉栓、水栓位置図とかの情報はもらえないのでしょうか。

説明者) それらを、もらって作成します。

会長) 志木市全体の72,000人住んでいる中で、水道を使っているかどうかを調べるということですか。

説明者) 閉栓しているところがわかれば、上下水道部で持っている位置図と、家屋番号が書かれている家屋図を合わせます。その合わせたところに、平成26年度に調査したデータを上乘せします。そして、住居表示だけですと判断できませんので、現地調査をします。

委員) データとしては危機感の低い個人情報でしょうが、利用方法によっては重要な情報になりかねないので、厳重な取扱いをするようになると思います。

委員) 集めてられた情報をデータ化した後に、委託先に残らないような管理の仕方、破棄の仕方についてきちんとして置いてください。

会長) 「空き家等台帳システム整備業務委託に係る貸与データ確認書(案)」の第4条第6号に「当該業務に必要な場合以外は」とありますが、誰がそれを決めるのでしょうか。「発注者が認める以外は」とかにしてはいかがでしょうか。また、「個人情報の取扱いに

関する特記仕様書」の第9条に「甲に無断で第三者へ提供してはならない。」とありますが、提供する必要があるのでしょうか。第13条第1項に「乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。」とありますが、再委託を想定しているのでしょうか。

説明者) もう一度、書類の内容について精査します。

委員) 更新のタイミングはどれぐらいでしょうか。

説明者) 出来れば毎年やりたいが予算等もありますので、二年毎にと考えています。

委員) それは部分的な変更でしょうか。それとも全部作り直しでしょうか。

説明者) 作り直しになります。

会長) この情報については、一般に見られる情報でしょうか。

説明者) 国の指導によりますと、漏らしてはいけなくなっています。

会長) アクセス権は誰が持っているのでしょうか。所属の課長とか、担当者一人とか、あるいはパスワードを用意しておくとか、カードを用意しておくとか、そういうことがあるのでしょうか。

委員) おそらく、委託先にアクセスパスワードを知り得る可能性が強いので、それらについて、どのように管理するのか考えておく必要があると思います。パスワードを作った人間は後で入り込めてしまいます。

#### <結論>

情報データの取扱いについて十分注意するよう委託先に指導していただくとともに、契約書の添付書類にある文言の表現や内容について確認してください。

また、当委員会でも出された意見を踏まえ、進めていただくようお願いいたします。

(5) 医療費分析業務委託の外部委託について

(6) 医療費分析業務の外部委託について

「個人情報保護条例第12条の規定による諮問」

(健康づくり支援課)

この二つの諮問事項については、同じ所属であり内容も関連しているため、まとめて審議を行った。

#### <説明者>

今回、審議いただきますのは、「医療費分析」と「血液検査」の業務委託になります。

前回の審議会で審議いただきました「健康ポイント事業」は、昨年10月に始まっており、県の補助金を活用し、健康寿命を延伸させる「健康寿命のばしマッスルプロジェクト」に約1,000人の方に参加いただきまして、歩数計を持って歩いておられます。そして、155人の方に「健康になりまっする教室」という運動教室に参加していただい

ております。

県の補助を受けるための基準として、「国保加入者の医療費について把握・分析すること」となっております。特に参加群については、参加前と参加後の比較が必要です。そして、その対象群として、参加群の3倍の人数の非参加群についての医療費分析をすることが求められています。そこで、今回、医療費分析について業務委託するものです。

「医療費の分析」については、一番目に、いろは健康ポイント事業参加者の参加前と参加後の医療費、体組成についての比較を行います。二番目として、いろは健康ポイント事業参加群と非参加群について医療費を比較します。三番目として「健康になりまっする教室」の運動教室に参加者については、より詳細に事業参加の効果を検証することとなっております。

実際の委託する医療費分析については、「レセプトのデータの加工」、「非参加群の抽出」、「参加群と非参加群の医療費分析の比較」、「参加群の特定健診・測定結果等の分析・比較」「血液検査を含めた分析」、「生活習慣病に着目した医療費分析」の6点についてお願いしたいと思います。また、「血液検査」については、市職員ではできないため医療機関にお願いし、採血と分析を医療費分析とは別の機関に委託しようと思っています。

最終的には「レセプト」「特定健診」「歩数」「体組成」「測定」「血液検査」の結果を、「いろは健康ポイント」への参加者・非参加者の比較・分析と、そのうち、国保加入者・非加入者の比較・分析について委託するものです。

#### <質疑応答>

会長) 具体的な委託の内容について、説明をお願いします。

説明者) 国保連からいただいたレセプトデータを加工してもらうこと、その中で参加している人の分析と同世代、同性別の非参加者を抽出して比較を行います。その他についてはレセプトに限らず特定健診の結果、歩数計のデータや体組成データ等の参加前と参加後の比較をするものです。

会長) そういうプログラムを作ろうということでしょうか。比較プログラムを作ろうということでしょうか。もう一つは、集められたデータのインプットということでしょうか。

説明者) 入力してデータを加工し、それを分析しアウトプットしてもらうものです。

委員) 提出される様式は紙ですか。電子データは無いのですか。

説明者) PDF等の電子データももらいますが、基本的には紙で提出してもらいます。また、その後も発表等での使用も考えられますので、統計データにつきましてはエクセルなどでデータの提供をお願いします。

委員) いわゆるそのあたりがビックデータになって、第三者に渡っても大丈夫な形のものでしょうか。

説明者) 委託先に情報を提供する場合には、レセプトのデータも含めて暗号化して渡す予

定です。

委員) 非参加者とはランダムに選ばれるのでしょうか。

説明者) 非参加群については匿名となりますので、同姓、同年齢というのを基本にしてランダムな形で3倍の人数を選ぶ予定です。

委員) 分析したデータが委託先にあるので、電子情報を含め破棄とか、取扱いとかについては徹底してもらいたいことと、他の案件でも出てきたが、第三者委託の有無について話しをしなければならないでしょう。

委員) 「血液検査委託業務」については、血液採取だけの委託ということでしょうか。その検査結果を「医療費分析業務委託」に情報を流すということでしょうか。

説明者) そのとおりです。

会長) 個人情報についての仕様書は無いのでしょうか。

説明者) 契約に当たっては、もちろん「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を付けますが、前回のご指摘をいただきました中で付けるという前提でしたので、資料には添付しておりませんでした。

委員) 40歳以上の国保加入者は、全て対象になるのでしょうか。

説明者) 特定健診については、対象になります。現在、特定健診の対象者は13,000人ぐらいいますが、受診率は35%から37%と低調なので、今後、特定健診を受けるよう勧めていこうと思います。

委員) これは3年か4年がかりでやるものと思いますが、個人情報の記録件数の2,000件というのは、通しでやった場合の件数でしょうか。

説明者) この件数は今年度の件数で、現状では単年度の予定です。出来れば継続してやっていきたいと考えています。

会長) 血液検査はプライバシーの中のコアの部分なので、漏れることの無いように、個人情報の取扱いについてはもう一度確認をしていただきたいと思います。

委員) あと、電算データ等の破棄についても確認してください。

#### <結論>

先に実施されている事業の一環で行われる業務であり、すでに委託契約については実績があることから、今回の委託についても個人情報の取扱いについて十分留意いただきたいと思います。また、契約書に添付する書類について、第三者への委託やデータの破棄等の面についても注意していただきたいと思います。

【報告事項】

(1)「志木市情報公開・個人情報保護審議会条例」の主な改正点について

会長) 以上で諮問案件6件の審議は終了いたしました。本日は、報告案件が1件ございますので、「志木市情報公開・個人情報保護審議会条例」の主な改正点についての報告を受けたいと思います。それでは、説明をお願いします。

<説明者>

前回の審議会で報告しました「個人情報保護条例」及び「情報公開・個人情報保護審議会条例」の一部改正についてですが、9月定例会にて議決を得て、「個人情報保護条例」につきましては10月5日に、「情報公開・個人情報保護審議会条例」につきましては10月2日、それぞれ施行されました。

今回の「情報公開・個人情報保護審議会条例」の一部改正によりまして、「情報公開・個人情報保護審議会委員」の「所掌事務」が増えることとなりました。

その増える所掌事務である「特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴くことされる事項」についてですが、「特定個人情報ファイル」を保有しようとする場合に情報保護評価の必要性を判断する「しきい値評価」を行います。

この「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む「個人情報ファイル」のことで、また、「個人情報ファイル」とは、「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの。」と規定されています。

「しきい値評価」によって、「基礎項目評価書」「重点項目評価書」「全項目評価書」の三つのうち、何れかの「特定個人情報保護評価書」を作成します。この中で、プライバシー等に影響を与える可能性が高いと認められる「全項目評価」について、外部第三者の点検・承認が必要になります。この点検・承認が、審議会委員の新たな所掌事務にあたります。

現在、志木市のしきい値判断では、「基礎項目評価書」のみで、「全項目評価」の対象となる特定個人情報ファイルの対象人数が10万人以上になるまでには2、3年はかかると思われる。

<質疑応答>

会長) 特定個人情報とは何でしょうか。対象となるには人口が100,000人に対して74,000人ぐらいですが、外部に委託している分を入れれば500人以上になるのではありませんか。

説明者) 個人番号を含む個人情報のことです。また、外部委託はしておりますが市職員を含めて500人以上にまでなりません。

会長) しきい値というのはパソコン関係の用語のようですね。

委員) あくまでも基準値という言い方に近いと思います。

会長) 74,000人ぐらいだとどうなるのでしょうか。

説明者) しきい値評価どまりになります。過去1年以内に漏洩等の事故があった場合でも重点項目評価になります。

会長) それでは、その他として何かありますか。

事務局) 今議会で組織の見直しの議案が上程されています。これがとおりますと「総務部事務管理課」から「総務部総務課」に課名が変わります。

#### 【その他】

委員) 毎回「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の同じ部分について質問があり、同様の指摘をしています。事務局で事前に指導等ができないのでしょうか。その時間を別のお話を聞くことに使えると思いますが。

委員) 電算の削除の仕方とか取扱いについての注意をお願いしている部分は、担当者によく話して、その対策を考えてもらうようにしてはいかがでしょうか。

会長) こういう場合は、こういう書類を作りましょうということを、担当課に知らせるように事務局で考えてください。

委員) 処理の区分で「電算」と「マニュアル」でひな形を分けて作ってはいかがでしょう。

事務局) 皆様のご意見を参考に、担当課へは諮問に当たっての注意点なり、書類の説明、書き方等を事務局から周知するとともに、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の内容についても、事務局で精査して改めていきたいと思えます。

#### 4 閉 会